

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

木津川上流部の取組方針

令和4年3月25日改定

木津川上流部大規模水害・土砂災害 に関する減災対策協議会

伊賀市、名張市、津市、曾爾村、山添村、宇陀市、御杖村、笠置町、南山城村
三重県、奈良県、京都府
水資源機構、津地方気象台、奈良地方気象台、国土交通省近畿地方整備局

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、平成 32 年度（令和 2 年度）を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

木津川上流部では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」および平成 26 年 8 月に発生した広島市の大規模土砂災害を踏まえ、地域住民の安全安心を担う沿川 4 市 1 町 4 村（名張市、津市、山添村、宇陀市、曾爾村、御杖村、伊賀市、笠置町、南山城村）、三重県、奈良県、京都府、水資源機構、津地方気象台、近畿地方整備局で構成される「木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会」を平成 28 年 6 月 1 日に設立した。

本協議会では、平成 25 年 9 月の台風 18 号による洪水をはじめとして近年浸水被害が頻発する木津川上流部において、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨や平成 26 年 8 月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、主な課題を抽出し、「逃す・防ぐ・回復する」ことに主眼をおいた取組方針を作成した。

また、大規模水害・土砂災害の意識が、若い世代を中心に記憶から薄れている現状を鑑み、『次世代に「水害・土砂災害に強い地域」と水防災意識を「継承」する。』ことも目標に位置づけ、取組方針をとりまとめた。

平成 28 年 8 月には、台風 10 号等の一連の台風によって、北海道・東北地方の中小河川等で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた社会資本整備審議会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする「水防法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 6 月 19 日に施行された。

その後発生した平成 30 年 7 月豪雨では、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、200 名を超える死者・行方不明者と多くの家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生した。

平成 30 年 7 月豪雨災害を受けて社会資本整備審議会の答申では、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされている。

国土交通省は、これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成 31 年 1 月 29 日に改定した。具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時の実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充した。

こうした取組が行われる中、令和元年 10 月に発生した台風 19 号では、東日本の複数個所で観測史上 1 位の降水量が観測され、国管理 7 河川で 14 箇所、都道府県管理 67 河川で 128 箇所の堤防決壊（令和 2 年 4 月 10 日時点）や 952 件の土砂災害（令和 2 年 4 月 10 日時点）などにより、100 名を超える死者・行方不明者（令和 2 年 4 月 10 日時点）といった人的被害となった。水害・土砂災害への対応は、これまで以上に取組を加速すべき状況と考えられる。

本協議会では、緊急行動計画改定および当初の目標年度（令和 2 年度）を迎えたことを踏まえて、取組方針を改定し、「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、利水ダム管理者や各市町村の福祉部局及び農林部の参画を含めて関係機関と緊密に連携し、各種取組を推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

主な取組の具体的な内容としては、以下のとおりとりまとめた。

- ・ハード対策では、洪水を河川内で安全に流す対策として堤防整備や河道掘削などの実施に加え、避難行動、水防活動に資する基盤の整備、内水対策、流出抑制に関する整備等を実施する。
- ・ソフト対策では、下記の取組等を展開することにより、各家庭の取組から関係機関（協議会）までが「水防災意識社会の再構築」に向けた減災対策を醸成する。

「逃がす」取組：避難情報が対象者に着実に届くように降雨予測や避難情報・水位情報の提供強化など。

住民の防災意識・知識の向上を図るため、防災に関する補助教材を活用し、学校などを対象とした出前講座の実施など。

避難のための時間を十分に確保した避難指示等の発令を可能とするようタイムラインの作成・訓練などを協議会構成員全体で連携して実施など。

「防ぐ」取組：水防団や消防団、自主防災組織等の協力・連携強化のため、市町村を越えた広域水防訓練の検討等。

「回復する」取組：氾濫水の迅速な排水に向けた、大規模水害を想定した排水訓練の実施など。

災害時にも行政事務機能を継続的に実施するため、庁舎の耐水対策化や事業継続計画の作成など。

そして、これらの取組を着実に進めて、次世代へ『継承』していくために、防災啓発活動等の推進を域内全教育委員会に積極的に働きかける。

本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第7条に基づき作成した。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成メンバーは以下のとおりである。

参加機関	構成メンバー
伊賀市	市 長
名張市	市 長
津市	市 長
曾爾村	村 長
山添村	村 長
宇陀市	市 長
御杖村	村 長
笠置町	町 長
南山城村	村 長
三重県	伊賀建設事務所長、伊賀地域防災総合事務所長 津建設事務所長、津地域防災総合事務所長
奈良県	奈良土木事務所長、宇陀土木事務所長
京都府	山城南土木事務所長
水資源機構	木津川ダム総合管理所長
気象庁	津地方気象台長、奈良地方気象台長
近畿地方整備局	木津川上流河川事務所長 紀伊山系砂防事務所長 淀川ダム統合管理事務所長

(近畿農政局は該当する自治体に管理を委託済のため参加機関に含まれない)

3. 木津川上流部の概要と主な課題

(1) 木津川上流部の概要

木津川上流域は、三重県、奈良県、京都府の3県にまたがっており、流域面積は（笠置橋より上流）が1,308km²、その90%以上は山地で占めており、年間降水量は、全国平均よりやや多く、梅雨頃から台風が多い5月から10月にかけて降雨が集中する傾向にある。

木津川の本流は、布引山脈に源を発し、山間を曲流して上野盆地に出て、鈴鹿、布引山脈に源を発する柘植川・服部川を合流する。さらに岩倉峡を西流して、大河原で名張川を合わせ、笠置を経て山城盆地の流末で、淀川に合流している。岩倉で合流するこの3河川は、流路延長及び標高差が余り変わらず、それぞれの河川の洪水ピークはほぼ同時刻に岩倉地点にて現れる。3河川合流後の岩倉峡は川幅が約60m、延長約5kmの狭窄部のため、洪水疎通が著しく阻害される。そのため直上流の上野盆地で湛水し、たびたび浸水被害をもたらしている。これに対して上野地区では、流量調節機能の確保と伊賀市周辺の治水対策を目的として、洪水時に洪水の一部を一時的に貯留させる上野遊水地を平成27年6月15日から運用を開始している。

また、木津川左支川である名張川は、尼ヶ岳、大洞山、高見山等の布引山地に連なる山々から源を発し、名張盆地の手前で青蓮寺川と、盆地に出て奈良県から流れてくる宇陀川と合流し、名張市街地に沿って流れ、月ヶ瀬の峡谷を經由して、大河原で木津川と合流する。

木津川上流の直轄砂防事業は、水系一貫の考えから明治11年より山腹工を主体とする砂防事業が開始され、昭和26年に木津川で初めての砂防堰堤に着工した。

しかし、昭和34年の伊勢湾台風によって、木津川上流域は甚大な被害を被り、無数の山腹崩壊地から生産された有害土砂が下流へ流れ込み、多くの人命、財産を奪った。こうしたことから事業区域を上流へ拡げつつ、下流域への有害土砂の流出防止と土石流対策を目的に、これまで110基の砂防堰堤を設置している。

(2) 主な課題

木津川上流部では、過去の災害を踏まえて、計画的に河川や砂防の施設整備を進めているが、近年頻発する浸水被害、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨、平成 26 年 8 月の広島土砂災害等の計画規模を超えるような大規模な災害や、木津川上流部の河川と山地に囲まれた地形的な特性から懸念される水害と土砂災害が同時に発生した場合の災害（以下「複合災害」）に対する減災対策が不十分である。

これら木津川上流部における水害、土砂災害及び複合災害における減災対策の主な課題は以下のとおりである。

「逃がす」

○災害情報の伝達方法は整備されているが、住民の防災意識や知識をより向上する必要がある。

「防ぐ」

○自主防災組織や水防団等の協力・連携が十分でなかったり、水防資機材の準備についても課題が残る。

「回復する」

○災害発生時における速やかな生活基盤の回復方法や手順・分担等を決めておく必要がある。

4. 現状の取組状況

木津川上流部では、避難指示に関する発表時期、防災組織の協力・連携体制の重要性、及び水防資機材の確認状況、水防活動の事前準備など、これまでの水害・土砂災害対策に課題があることが確認された。

また、木津川上流部は、山地と河川に囲まれた地形的特性から、水害・土砂災害が同時期に発生する可能性を有している。

本協議会では、このような認識のもと、参加機関における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等について現状及び課題を抽出し、令和7年度までに達成すべき目標を掲げて、参加機関が連携して取り組んでいく内容を以下のとおりに取りまとめた。

参加機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

(1) 水害に係る現状と課題

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	○現状 と ●課題	
想定される浸水リスクの周知	○国交省では、淀川水系において甚大な被害を与えた昭和28年9月（名張川流域は昭和34年9月）洪水時の2日間総雨量の2倍(※)を想定した浸水想定区域図を公表している ○府県管理河川では、水位周知河川の想定最大規模降雨および計画規模降雨の外力を対象とした浸水想定区域図を公表している ○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している ※公表当時、超過洪水が発生した時においても壊滅的な被害を回避するため、東海地方で甚大な被害をもたらした平成12年9月東海豪雨規模に相当する雨を想定。	
	●浸水エリアの認識や周知が不足している ●想定最大外力規模の洪水が発生した場合の浸水エリア、迅速な避難を必要とする倒壊家屋の危険エリア及び生活回復の目安となる浸水の継続時間が分からない地域がある	A

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	○現状 と ●課題	
避難指示等の発令について	○国交省と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている ○府県管理河川（洪水予報河川・水位周知河川）では、自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている ○水機構では、ダムのゲート放流開始時、洪水調節時等に関係機関へ放流通知を行うとともに、一般住民に向けてサイレン・スピーカー放送により周知を行っている ○災害発生のある場合には、国交省事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている ○令和 3 年に災害対策基本法が改正され、「避難情報に関するガイドライン」が公表された	
	●避難指示が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される ●空振りの避難指示が多発した場合に信憑性が薄れる ●災害時に多機関が連携する行動計画の策定が十分でない ●避難所の設営において、感染症対策に対する考慮が必要である	B
	●現状の洪水予報文では、対象区域・切迫感が伝わりにくい（令和 2 年度までに解消済み）	C
避難場所、避難経路について	○各自治体では、浸水想定区域図をベースとした洪水ハザードマップを作成・公表している ○避難経路については、自主防災組織・住民に委ねている	
	●新しく設定された浸水想定区域図（外水氾濫、内水氾濫）をもとにハザードマップの情報を更新する必要がある ●住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所が必要である	D

※表中のアルファベットは、概ね 5 年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	○現状 と ●課題	
住民等への情報 伝達の体制や方 法について	○防災行政無線を整備している ○避難指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、 自治体職員・消防団員等による巡回等により住民へ伝達する ○防災情報メール、防災ラジオにより情報を発信している ○降雨予測や洪水予測、水位に関する情報が充実してきている	
	●住民に対し切迫感が伝わっていない ●住民の防災意識・知識が十分でない ●豪雨時には、防災行政無線や広報車からの避難情報放 送が聞こえにくい ●避難に資する情報を確実に発信する必要がある	E
避難誘導体制に ついて	○指定避難所の表示板を設置している	
	●高齢者に配慮した避難計画となっていない ●夜間などの避難指示発令時期のタイミングが難しい ●要配慮者などの避難誘導体制が確保されていない	F
避難に関する啓 発活動について	○義務教育に防災に関するカリキュラムを組み込んでいる自 治体もある	
	●水害経験の無い世代への水防災意識の伝承が十分で ない ●住民一人一人が避難について考える必要がある	G

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。

② 水防に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
河川の巡視区間について	○出水時において、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施している ○自治体・消防団等と、洪水に対しリスクの高い区間の合同巡視を実施している	
	●対象区間が広範囲であり、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特典・共有が十分にされていない	H
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	○本庁舎に災害対策本部を設置して対応する ○堤防が決壊した場合の想定浸水深等について、事前の確認が十分にできていない施設がある	
	●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する ●庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される	I
水防体制について	○自主防災組織の立ち上げ補助や育成を行っている ○防災組織の協議会を設置している ○自主防災組織への資機材の補助を行っている ○国と関連自治体が共同で重要水防箇所の点検を行っている	
	●水防団構成員の高齢化が顕著である ●自主防災組織の組織率が低下している	J
	●連絡体制の不備により出動初動体制が混乱している	K

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。

③ 氾濫水の排水に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
氾濫水の排水について	○国交省では、浸水発生時に排水ポンプ車等を投入し、宅地及び公共施設等の浸水被害長期化を軽減させる ○氾濫水を迅速に排水するため、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画が作成されている ○水機構が所有する排水ポンプ車、可搬式浄水装置等の貸与及び職員派遣等の支援を行う ○可搬式ポンプ等を整備している自治体もある ○ほとんどの自治体で水路以外の治水施設は整備していない ○浸水想定区域内の土地利用制限等は行われていない	
	●作成した排水計画を確認する機会が必要である ●ボランティア活動等の支援活動の効率的な運用（活用）が出来ていない	L
	●各自治体の地形条件に応じた排水施設の整備が必要である ●必要に応じて、浸水想定区域内の土地利用制限やリスク説明等の措置が必要である	M
水防資機材の整備状況について	○庁舎、国交省事務所・出張所・防災ステーション等に水防資機材を備蓄している	
	●資機材の過不足の確認ができていないため、資機材の補充等が的確に行われていない懸念がある ●国交省と自治体・水機構の非常時の相互支援方法が十分確認されていない	N

④ 重要施設等の耐水化・長寿命化に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
庁舎、重要施設の耐水化や、河川管理施設・砂防施設の長寿命化について	○自治体の庁舎が耐水化されていない ○庁舎の電源設備が浸水するフロアにある自治体がある ○河川管理施設や砂防施設の整備は進んでいるが、更新時期が近づいている施設は安全性に問題がある	
	●自治体庁舎や重要施設の電源設備を浸水しないフロアに移設する必要がある ●整備した河川管理施設や砂防施設を安全に運用し続ける必要がある	0

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。

⑤ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
堤防等河川管理施設の整備について	○過去の浸水被害などを踏まえて、河川改修を実施してきている	
	●洪水の流下に対して、河積が狭小な区間がある ●洪水を河川内で安全に流すための対策が必要である	P
	●完成された堤防とするには時間、費用を要するため、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも伸ばす必要がる（令和２年度までに解消済み）	Q

※表中のアルファベットは、概ね５年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。

⑥ 内水対策や流出抑制に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
流出抑制について	○あらゆる関係者が連携して治水に取り組む「流域治水」が推進されている	
	●内水氾濫による浸水害を軽減する必要がある	R
	●河川内に流下する洪水や土砂・流木を抑制する必要がある	S

※表中のアルファベットは、概ね５年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。

(2) 土砂災害に係る現状と課題

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	○現状 と ●課題	
想定される土砂災害リスクの周知について	○土砂災害防止法による土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定している	
	○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を地域防災計画に反映している	
	○土砂災害リスクのハザードマップを作成している	
	●基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない区域が多く、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない	T
土砂災害警戒情報発令から避難判断の情報連絡体制について	●近年に指定されたものが、地域防災計画に反映されていない地区がある	U
	●ハザードマップの更新が必要な地区がある	V
	○府県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発令している ○府県から市町村に土砂災害警戒情報を伝達し、市町村で住民への避難指示等の発令を判断している ○気象台から、報道機関に情報提供を行い、テレビのテロップ等で住民に情報提供している	
	●避難指示が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される ●空振りの避難指示が多発した場合に信憑性が薄れる	W

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。

項目	○現状 と ●課題	
避難判断基準について	○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂警戒情報が発表されて、首長が必要と判断したときに発令している ○近隣で前兆現象などが確認されたときに発令している	
	●避難判断基準が客観的なものになっていない ●土砂災害に関する避難指示等の発令基準の制定が十分でない	X
避難指示の伝達方法について	○防災行政無線、携帯メール、ラジオ、広報車等で伝達周知する	
	●住民に対し切迫感が伝わっていない ●住民の防災意識・知識が十分でない ●豪雨時には、防災行政無線や広報車からの避難情報放送が聞こえにくい ●避難に資する情報を確実に発信する必要がある	Y
要配慮施設等への伝達方法について	○自治会長等を通じて、対象者へ伝達する ○緊急の場合や適切な情報手段がない場合は、支援者等が対象者宅を直接訪問して、情報を伝達する	
	●要配慮者利用施設や要支援者が把握し切れておらず、直接伝達する場合の担当者が決まっていない	Z
避難に関する啓発活動について	○市町担当者を対象に、土砂災害警戒避難ガイドラインなどを説明している ○小学校に出前講座を実施している	
	●土砂災害経験の無い世代への防災意識の伝承が十分でない ●住民一人一人が避難について考える必要がある	AA

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。

② 防災に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
土砂災害警戒区域等の巡視について	○自治体・消防団等と、土砂災害に対しリスクの高い箇所の合同巡視を実施している	
	●対象範囲が広く、優先的に防災活動を実施すべき箇所の特定・共有が十分にされていない	AB
防災体制について	○避難訓練を実施している	
	●大規模土砂災害の経験がなく、連絡体制の不備による出動初動体制の混乱が懸念される	AC
市町村での土砂災害時における対応について	○本庁舎に災害対策本部を設置して対応する	
	●大規模土砂災害時には、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される	AD
防災施設の整備について	○砂防堰堤を設置している	
	●砂防堰堤の機能を確保する必要がある ●要配慮者利用施設や避難所が土砂災害により被害を受けないようにする必要がある	AE

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。

(3) 複合災害に係る現状と課題

① 情報伝達、避難計画等に関する事項 など

項目	○現状 と ●課題	
想定される複合災害リスクについて	○ —	
	●水害と土砂災害が同時に発生した場合の災害リスクを想定できていない	AF

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応項目を表す。

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、参加機関が連携して令和7年度までに達成すべき目標は以下のとおりとした。

【今後5年間で達成すべき目標】

平成27年9月の関東・東北豪雨や平成26年8月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、木津川上流域の大規模水害・土砂災害及び複合災害に対し「逃がす・防ぐ・回復する」ことにより減災する。

【目標達成に向けた取組方針】

1. 逃げ遅れをなくす的確な避難行動のための取組
2. 氾濫時、土砂災害時及び複合災害時に人命と財産を守る災害活動の強化
3. 一刻も早く日常生活を回復するための取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫・土砂災害及び複合災害が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」等を再構築することを目的に、各構成員参加機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

(1) 水害に対する主な取組

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項			
・河川整備計画に基づく河川改修の実施	P	順次実施	三重県 奈良県 近畿地整
・河道内樹木の伐採や堆積土砂の除去等（多数の家屋や重要施設等の浸水が想定される区間の保全対策）	P	順次実施	3府県 近畿地整
・川上ダムの建設及び管理	P	建設：R4年度完了予定／管理：R5年度以降	水資源機構
・ダム等の洪水調節機能の向上・確保（ダム管理区間における浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討、事前放流の実施、ダム再生の検討・ダム湖の堆砂除去）	P	順次実施	伊賀市 三重県 水資源機構
・河川管理施設、砂防施設の長寿命化	O	順次実施	3府県 近畿地整
■危機管理型ハード対策に関する事項			
・堤防天端の保護	Q	実施済み	三重県 奈良県 近畿地整
・裏法尻の補強	Q	実施済み	三重県 奈良県 近畿地整
・本川と支川の合流部等の対策（堤防決壊が発生した場合に人名被害が生じる恐れのある区間において堤防強化対策を実施）	Q	実施済み	伊賀市 三重県

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■内水対策に関する事項 ・雨水排水施設や雨水管きょ・下水管 きょを活用した内水排除等の整備	R	順次実施	伊賀市 宇陀市 山添村
■避難行動、水防活動に資する基盤等 の整備			
・円滑かつ迅速な避難に資する施設の ハード整備	E	実施済み	近畿地整
・排水施設の整備及び耐水化、庁舎の 耐水対策	0	H28 年度から 順次実施	名張市・伊賀市 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村 近畿地整
■流出抑制に関する事項（洪水、土砂、 流木）			
・調整池の整備（田んぼダムの整備、 ため池の治水利用）	S	R3 年度から 順次実施	津市 名張市 山添村
・森林の整備・保全	S	順次実施	名張市・伊賀市 三重県・奈良県

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

2) ソフト対策の主な取組（①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組）

参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項			
・避難勧告に着目したタイムラインを策定（あわせて県～市間のホットラインを構築）	B	実施済み	9 市町村 三重県 奈良県 近畿地整
・わかりやすい洪水予報文の改良と運用	C	実施済み	気象台 近畿地整
・避難所における感染症対策	B	順次実施	9 市町村
・避難情報の発令基準の見直し	B	平成 29 年度から 順次実施	津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市
・多機関連携型タイムラインの拡充（公共交通機関も参画したタイムライン策定）	B	順次実施	名張市・笠置町 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村 近畿地整
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表（水害リスク情報の空白域の解消）	A	平成 28 年度から 順次実施	名張市・伊賀市 宇陀市 3 府県 近畿地整
・洪水ハザードマップの策定・周知	D	平成 28 年度から 順次実施	津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市 山添村
・内水ハザードマップの策定・周知	D	順次実施	津市・伊賀市 笠置町・南山城村 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項（つづき）			
・小中学校における水災害教育を実施	G	平成 28 年度から 順次実施	津市・名張市 伊賀市・南山城村 曾爾村 三重県・奈良県 気象台 近畿地整
・要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進	F	平成 28 年度から 順次実施	津市・名張市 伊賀市・笠置町 宇陀市・曾爾村
・避難行動要支援者の避難支援体制の整備	F	順次実施	9 市町村
・ダムの防災操作や放流連絡体制の周知 （地域住民へ避難の必要性やダム警報局スピーカーの周知）	E	引き続き実施	名張市・伊賀市 笠置町・南山城村 宇陀市・山添村 水資源機構
・関係機関が連携した情報伝達訓練を実施	F	平成 28 年度から 順次実施	津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市 近畿地整
・住民一人一人のマイタイムライン、マイ 防災マップの作成促進	G	順次実施	津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村 宇陀市・山添村 御杖村
・住民参加型の避難訓練の実施状況、今後の 予定等の共有	G	順次実施	津市・名張市 笠置町・南山城村 宇陀市・山添村 曾爾村・御杖村
・防災リーダー育成の支援を実施	G	順次実施	9 市町村 近畿地整
・まるごとまちごとハザードマップを整備	E	平成 28 年度から 順次実施	名張市・笠置町 南山城村
・避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合等の 応急的な避難場所の確保（防災ステーション、 防災拠点の整備）	D	順次実施	名張市・伊賀市 宇陀市・山添村 近畿地整

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項			
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信を実施	E	実施済み	近畿地整
・避難情報を各世帯へ確実に届けるため防災行政無線の普及（無線のデジタル化等）	E	実施済み	津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市 山添村・曽爾村
・避難情報を対象者へ確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスや SNS の活用等	E	実施済み	津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市 山添村・曽爾村 京都府・奈良県 近畿地整 水資源機構
・緊急放送をよりわかりやすく伝えるため、放送のあり方等の検討（危険度の色分け表示）	E	実施済み	津市・伊賀市 曽爾村 気象台
・避難場所並びに避難経路の指定更新及び周知	D	実施済み	9 市町村
・降雨予測や避難情報の提供の強化、洪水予測や水位情報の提供の強化 （危機管理型水位計や量水標等の設置、河川監視用カメラの配置、浸水や停電の恐れのある観測所において、浸水・停電対策を実施、ダム放流設備の耐水化）	E	順次実施	笠置町・山添村 3 府県 気象台 近畿地整 水資源機構

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

3) ソフト対策の主な取組（②氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組）

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項			
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	J	平成 28 年度から 順次実施	伊賀市
・復旧・復興を支える人材や資機材の確保（水防資機材等の配備）	N	順次実施	津市・名張市 伊賀市・宇陀市 山添村・曾爾村 御杖村 3 府県 近畿地整
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施	K	平成 28 年度から 順次実施	津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市 山添村・曾爾村
・毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施	K	平成 28 年度から 順次実施	津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村 3 府県 近畿地整
・毎年、水防団や地域住民が参加し重要水防箇所等水害リスクの高い箇所の共同点検を実施	H	平成 28 年度から 順次実施	津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村・宇陀市 曾爾村 奈良県 気象台 近畿地整 水資源機構

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

4) ソフト対策の主な取組（③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組）

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■排水活動及び施設運用の強化に関する事項			
・ 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画（案）を作成	L	実施済み	近畿地整
・ 排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施	L	H28 年度から 順次実施	津市・名張市 伊賀市 近畿地整
・ 水災害のBCP（事業継続計画）を作成	I	H28 年度から 順次実施	津市・名張市 伊賀市・笠置町 宇陀市・山添村 曾爾村 近畿地整
■土地利用に関する事項			
・ 浸水被害軽減地区の検討、災害危険区域の検討	M	R3 年度から 順次実施	伊賀市・笠置町 宇陀市・曾爾村
・ 適切な土地利用の促進及び周知、土地利用誘導、災害危険区域の指定	M	R3 年度から 順次実施	名張市・伊賀市 笠置町・宇陀市 曾爾村

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

5) 土砂災害に対するハード対策に関する取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■防災施設の整備等			
・ 砂防堰堤の補修及び砂防堰堤の設置	AE	順次実施	3 府県 近畿地整
・ 要配慮者利用施設、避難所の安全対策の強化	AE	順次実施	名張市・宇陀市・ 山添村 御杖村 三重県・奈良県 近畿地整

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

6) 土砂災害に対するソフト対策に関する取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■土砂災害防止法に基づく事項			
・基礎調査の実施	T	H28 年度から 順次実施	3 府県
・基礎調査の公表	T	H28 年度から 順次実施	3 府県
・土砂災害警戒区域（イエローゾーン） および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定	T	H28 年度から 順次実施	3 府県
・地域防災計画への反映	U	実施済み	9 市町村
・ハザードマップ作成	V	H28 年度から 順次実施	9 市町村
■土砂災害に対する情報伝達、避難計画等に関する事項			
・避難情報の発令基準の見直し	X	H28 年度から 順次実施	9 市町村
・タイムラインの作成	W	H28 年度から 順次実施	9 市町村
・避難情報を対象者へ確実に届けるための災害情報の充実と整理（災害予測手法・システムの整備、警戒レベルや危険度分布の表示等）	Y	順次実施	津市・名張市 伊賀市・笠置町 南山城村 宇陀市・山添村 御杖村 3 府県 気象台
・土砂災害の教育、土砂災害対策事業の啓発活動の実施	AA	引き続き実施	9 市町村 奈良県 気象台
・地区防災計画（自治会単位）の作成	Z	H28 年度から 順次実施	9 市町村

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■土砂による被害の軽減、避難時間の確保のための防災活動の取組に関する事項			
・ 毎年、消防団や地域住民が参加し土砂災害リスクの高い箇所の共同点検を実施	AB	H28 年度から 順次実施	9 市町村
・ 避難訓練（広域、自治会単位）の実施	AC	引き続き実施	9 市町村 気象台
■一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための復旧活動の取組に関する事項			
・ 土砂災害に対するBCP（事業継続計画）を作成	AD	H28 年度から 順次実施	9 市町村

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

7) 複合災害に対するソフト対策：逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組 など

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■複合災害に対する情報伝達、避難計画等に関する事項			
・ 複合災害を対象とした被害想定等の検討を行い、複合災害の被害想定等を対象とした取組を推進	AF	実施済み	近畿地整
・ 土砂災害・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所などについて検討及び情報共有	AF	R3 年度から 順次実施	津市・南山城村 山添村・曽爾村 御杖村 3 府県
・ 砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討	AF	R3 年度から 順次実施	山添村・曽爾村 御杖村 3 府県 近畿地整

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P7～15）に対応。

7. フォローアップ

今後、想定最大規模の洪水や大規模土砂災害・複合災害に対する取組方針については、改めて検討を行い、取組方針の見直しを実施する。

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を把握し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

令和4年3月25日改定